

大津市立逢坂小学校ネットワークの利用に関する校内規定 (学校ガイドライン)

1. 校内規定の目的

この要項は大津市立逢坂小学校におけるネットワーク及びインターネット(以下「ネットワーク」という。)の利用及び管理に関して必要な事項を定めるものとする。

2. ネットワークの利用の基本的考え方

学校教育におけるネットワークの利用にあたっては、次の各項における内容をもって学校教育の充実、発展に資するものであり、児童及びその保護者、関係者の個人情報の保護を図らなければならない。

- (1) 児童の情報活用能力の育成
- (2) 人権教育の精神を基盤とした人間性豊かな子どもの育成
- (3) 学ぶ楽しさと生き方に自覚を尊重した教育活動
- (4) 学校運営の総合的工夫と実践的な指導力の向上

3. ネットワークの管理者及び校内運営管理

ネットワークの管理者は大津市立逢坂小学校校長とし、ネットワークの利用及び双方向通信機器などの管理責任者とする。本要項に掲げるすべての責任を負うものとする。

学校長の管理のもとに情報教育部会が中心となる「ネットワーク委員会」を設置し、ネットワークの教育的利用に関する研究推進と運営にあたる。

4. ネットワークの利用者及び主な利用形態

ネットワーク利用者は大津市立逢坂小学校の職員及び児童とし、利用者は接続を認められたコンピュータを用いてネットワークを利用することができる。

ネットワークの利用形態は次の項に定めるものとする。

- (1) 電子メール、ホームページ等を使った学校間及び外部への情報発信及び受信
- (2) 学習に関する情報の検索と収集、学習に関連する質問に対する回答の収集
- (3) 教材作成
- (4) 国内及び国際交流

5. 電子メールの利用についての遵守事項

電子メールを使つての情報交流については、次の各項内容を遵守しなければならない。

- (1) メールアカウントの作成、他人のメールアドレスの使用は、管理責任者(学校長)の承認を得なければならない。
- (2) メールアカウントのIDナンバーやパスワードの管理については、管理者の指導のもとに情報教育担当者がこれにあたる。
- (3) 利用上のマナーを守るとともに「10. 利用者の禁止行為」の内容を遵守しなければならない。

6. 学校ホームページの開設

学校ホームページへの情報掲載については次の項に定めることに配慮しなければならない。

(1) 著作権の保護

学校ホームページに掲載する情報は、その著作権について十分に配慮しなければならない。情報掲載については、その情報の著作権を有する作成者、関係者の同意を得るとともに掲載方法などについてもその指示に従うものとする。

学校ホームページの掲載情報を教育目的のために他の機関などが編集または加工して利用する場合は、必ず管理者の承認及び許可を必要とするものとする。

(2) 個人情報の保護

ネットワークを利用して児童の個人情報を発信するときは、本人と保護者の同意に基づき、下記の項目内容の範囲で教職員の指導のもとに情報を作成し、学校長の許可を得て発信するものとする。いかなる個人情報についても、本人の同意に基づき下記の項目内容の範囲で学校長の許可を得て発信するものとする。

児童及び教職員の写真及び氏名

児童の写真については教育活動の様子を伝える内容のものとし、氏名との同時掲載はしない。

文芸、音楽、美術、書道など教育活動において作成された作品及びその説明並びに作者の氏名。

課題研究レポートまたは論文などの学習成果物及びその説明並びに作者の氏名。

特別活動、スポーツ競技、各種コンクールなどの参加者記録及び氏名。

(3) 学校ホームページの公開

学校などのホームページを公開するにあたっては、著作権や個人情報の保護及び教育上適切な内容・表現に留意するとともに、事前に管理者の承認を得たものだけを掲げるものとする。

(4) リンクの制限

ホームページから他のホームページへリンクする場合は原則として学校または公的機関とし、その他のページへのリンクは教育的効果を十分に配慮しなければならない。また相手方へリンクすることの了承を得なければならない。

(5) 書き込み等の制限

不特定多数の書き込みができる掲示板、チャット等は掲載しない。教材として必要な場合は、管理者の許可を得て、内部用ホームページに掲載し、授業後削除しなければならない。

7. 私的なホームページへの情報掲載に関する禁止事項

(1) 教職員は、個人または私的な組織として解説しているホームページに学校ホームページとして誤解されるような表現及び情報を掲載してはならない。

(2) 教職員は、職務または職務上の地位に関連して直接的に知り得た個人情報及びこれに関連する事項を掲載してはならない。

8. 児童の利用に関する配慮事項

児童がネットワークを利用する場合には、次の事項にある内容について配慮しなければならない。

(1) 児童に情報モラルの育成を図るとともに、人権、著作権及び知的所有権についての指導を行い、ネットワークを利用するものとする。

(2) インターネットの特性を考慮し、教育上有害な情報へのアクセスを制限するとともに情報の取り扱い等の指導を徹底する。

(3) 児童が外部に情報を発信するデータは、教職員の指導のもとに作成するものとする。

9. データ及び情報の保護

ネットワークを利用するにあたっては、次の事項に従い、個人情報及びデータなどの保護に努めなければならない。

- (1) ネットワークの接続するコンピュータでは個人情報を含むデータはフロッピーディスクなどの着脱可能な記録媒体で管理することとし、内蔵ハードディスクなどの外部からの違法な侵入の恐れがある記憶装置には蓄えない。
- (2) コンピュータシステムに何らかの被害を及ぼす目的で作られたプログラム(コンピュータウイルス等)による被害の予防に努め、発見した場合は直ちに対処し管理者に報告する。
- (3) ネットワーク全体を利用して受信した個人情報については、滋賀県個人情報保護条例及び大津市個人情報保護条例の定めるところにより取り扱う。
- (4) 個人情報を含むデータを扱う場合は、インターネットに接続しないこと。

10. ソフトウェアのインストールについて

ネットワークに接続する端末機器等にソフトウェアのインストールを行う場合には、次の各号に掲げる内容について配慮しなければならない。

- (1) ソフトウェアのインストールや設定変更は、学校長の許可を得て行うこと
- (2) ソフトウェアのインストールは、著作権の侵害にあたらぬ範囲で行うこと
- (3) 個人情報漏洩やセキュリティ障害が生じる恐れのあるソフトウェア(ファイル交換ソフト等)は、インストールしないこと

11. 利用者の禁止行為

利用者はネットワークの利用に際して、次の事項に掲げることをしてはならない。

- (1) 法令等及び公序良俗に反すること
- (2) 著作権その他の権利を侵害すること
- (3) 他人の財産、プライバシーを侵害すること
- (4) 通信受信者及び第三者を誹謗または中傷すること
- (5) 教育活動や公務に関わりのない私的な通信などに利用すること
- (6) 事実に反する情報を掲示したり、営利を目的とした行為
- (7) 政治活動、宗教活動を行うことを目的とした行為
- (8) 私的に設置したコンピュータをもってネットワーク利用すること
- (9) 接続承認コンピュータに設定された固有の番号や名称を変更すること
- (10) 接続のためのID及びパスワードを盗用または借用すること
- (11) ネットワークの運営に支障を来し、または来す恐れがある行為

12. 情報公開内容の変更、停止及び調査

- (1) 管理者は、ネットワークの利用において疑問が生じた場合は職員に対して運用状態について報告を求めることができる。
- (2) ネットワーク上に公開された情報について、このガイドラインに定めた規定に反していると認められた場合、管理者は公開内容の変更を求め、もしくは公開停止ができる。

13. ネットワーク利用承認の取り消し

管理者は、利用者が本基準に定めた事項に違反した場合、もしくはネットワークの運用に著しい障害を発生させた場合、ネットワークの利用承認を取り消すことができる。

14. 保守点検のための停止及び変更

学校教育におけるインターネット及びネットワークの良好な状態で運用するため、利用者への事前通告をすることなくその運用を一時停止し保守点検することができ、また設定を変更することができる。

15. このガイドラインの見直し

学校教育におけるインターネット及びネットワーク利用の進展にともない、このガイドラインに規定した事項の見直しが生じたときは管理者（大津市立逢坂小学校長）が基準の見直しを行うものとする。

【附則】

平成14年1月11日	施行
平成16年8月31日	一部改正
平成18年4月25日	一部改正